

策定プロセス訪問調査事例

大阪府茨木市

1 市町村概要

- (1) 人口は、258,233人(H7.10.01現在)で、65歳以上の人口比率は大阪府比率より低い。昼夜間人口比率は、90%台を維持しベッドタウンより、むしろ総合的な都市の性格を持つ。
- (2) 地理的条件として、大阪府の北部に位置し、大阪府の都心部から約15km圏内にある。産業都市、住宅都市としての要素を合わせもち近代都市として発展をとげている。
- (3) まちづくりの基本理念は、やさしさあふれる「福祉実感都市」の実現でまちづくりの推進に市民参加があり、老人福祉等で市民の連帯意識がみられる。
- (4) 茨木市の健康指標は、ほとんどが平均以上である。
- (5) 今まで保健所が実施してきたサービスを、低下させないことを基本とした。

2 計画のアウトプットの特徴

- (1) 母子保健事業が市に移管されるに伴い、計画的に研修が行われた。
- (2) 母子保健計画の性格と位置づけ、考え方が明記されている。
- (3) 基本理念、3つの基本的方向、5本の施策の柱が記載されている。
- (4) 母子保健施策体系図、乳幼児健康診査・療育体系図が記載されている。

3 訪問調査で分かった策定プロセスの売り

- (1) 母子保健計画策定と母子保健事業の移管を同時に考える方向で計画を位置づけ、平成7年度当初から準備を開催し、平成8年度当初で予算化したこと。そして、計画的なマンパワーの確保もされていた。
- (2) 計画策定の意志統一に向けて、市内部の各課の課長レベルでの理解の統一を図るため、市内部での根回しや保健所の保健予防課長を中心に研修、会議の開催を重ねた。その結果、縦割りだった市の行政が横の繋がりがとれ、市の母子保健の全体像をつかむことに成功した。
(市内部の関係課長：保健予防課、児童福祉課、民生総務課、生活福祉課、障害福祉課、女性政策課、教育研究所、社会教育課)
- (3) 茨木市保健医療課、茨木保健所、三師会の関係がうまくいっていた。
- (4) 茨木市長と保健医療課担当課長との連携がとれており、市長の理解がこの計画に十分活かされていた。
- (5) 保健所の関与も大きく、保健所所長はじめ保健予防課長、保健婦長の積極的な計画策定の参画により、茨木市長の理解が得られた。

4 各策定段階の促進要因

(1) 準備段階、合意形成

①合意形成キーマンと範囲

2人の保健婦が専任業務に当たり、計画策定の目的、内容、課題、経費等について、課長に説明。課長はそれをうけて、市長、助役、総務部長、公室長等に庁内会議で説明し、了解、理解を得た。(平成7年、8年に1回)

②策定体制

- ・府、市の関係課長で構成する母子保健計画策定幹事会を設置し、具体的な内容について検討を重ねた(年3回)。同時に、母子保健関係課事務担当者レベルの検討会、母子保健対策実務担当者会議を年6回開催した。
- ・学識経験者や、住民参加型の計画策定懇談会を設置し、計画の目的、理念、内容等を協議した。

③その他、計画策定のための環境づくり

- ・平成8年度当初予算に計画策定予算を確保できた。
- ・婦長と主査保健婦の2名が中心に行った。予算も担当していた。
- ・国からの指示よりも早めに立ち上げ、保健所の指導をうけて、現状と課題を整理した。
- ・長年の課題であった課長レベルの会議が開催でき、会議メンバーをベースに母子保健対策連絡会議の発足を得た。
- ・作業は、主に時間外で進めた。課長の了解は得ていた。
- ・業者委託であるが、文章表現等は、保健婦が主にチェックし、課長に相談するとともに庁内調整も行った。

④課題・問題点・苦労したこと

- ・国、府の指導がない時点で計画に着手したことで、計画内容等について、常に一抹の不安があった。

(2) ニーズの把握

①地域の実態、住民ニーズ把握の視点の整理と共有化

- ・調査内容、方法等については、保健婦案をもとに保健所との調整会議で決定し、児童福祉課等の了解を得た。
- ・調査の集計は業者、調査内容から計画に盛り込むものについては、府、市の保健婦が中心になり調整した。

②具体の手法

- ・人口動態や事業実績等の必要なデータについては、各関係機関に協力要請し提供を受け分析し、データ化した。
- ・アンケート調査結果分析は、業者案をもとに検討をした。
- ・調査結果で把握された内容、特に、子育てについては、計画の一つの柱とした。

(3) 計画化

①具体の対応方策に関する検討協議と関係者の合意形成

- ・保健婦が中心になって、計画原案を作成。母子保健計画策定幹事会で計画原案を検討。(3回)
- ・各課調整後、計画策定懇談会で協議。(4回)
- ・目標年度を設定した。

②内容

- ・計画は、基本的方向にそって、施策の柱の5項目をあげた。
1、保健指導 2、健康診査 3、子育て支援 4、障害児療育 5、基盤整備
- ・計画での数値目標は掲げなかった。理由としては、これまで、保健所で実施してきた母子保健事業の実績がかなり高いこと、保健所管内が茨木市1市であり、市行政となっても、サービスの低下をきたさないこと、老人保健福祉計画策定で数値の目標を出しすぎて施策の実践で苦しかった反省があることなどが上げられる。
- ・策定作業を通じて、市の縦割り行政を越えた支援策の計画ができた。
- ・健診の場を問題把握の場とした意義は大きいと思われた。

(4) 施策の実現

- ①療育機関との連携で早期療育相談事業が拡大した。
- ②関係機関の課長レベルの会議「茨木市母子保健対策連絡会議」が発足した。
- ③場の確保(平成10～11年度 建設事業計画＝健康増進センター)
- ④マンパワーの確保が得られた。(カウンセラー、保健婦)
- ⑤助産婦会との新生児訪問の契約等で地域の子育て支援の一つの体制づくりができた。
- ⑥母子保健オンライン計画を検討している。
- ⑦啓発の徹底(個別通知、サービス紹介、医療機関への依頼)

(5) 住民参加

①住民参加による計画づくりを考え、各界、各層からの協力を得てメンバーを選んだ。
(民生委員協議会、同和事業促進協議会、助産婦会、PTA協議会)

②住民ニーズの把握のため、アンケート調査を実施した。
調査は、4ヶ月、1歳6ヶ月、3歳6ヶ月児をもつ保護者に行った。

③計画策定懇談会に参加

(6) 保健所の役割

①策定の準備

- ・平成7年度から保健所が中心に会議を開催し、策定準備を実施してきた。
(府市保健婦研究会 年4回、保健福祉連絡会 年1回、母子保健実務者会議 年6回)
- ・所長が市長に計画策定の目的、意義について説明した。
- ・保健福祉連絡会にて母子保健講演会を実施し、課長レベルの会議の必要性を提案した。
- ・学識経験者等の策定懇談会のメンバーに所長がなり、母子保健計画策定幹事会には、予防課長婦長が参加した。
- ・母子保健事業に保健婦を増員し、市の計画策定に対応した。
- ・母子保健事業の実務研修を実施した。
- ・助産婦会と茨木市の連携について調整を図った。

②ニーズの把握

- ・母子保健の資料の暦年のまとめから、課題を抽出、分析し、計画策定の資料とした。
(母子保健の現状には、障害児療育のまとめ、新生児訪問等のまとめも入れた。)

③計画化

- ・母子保健計画策定幹事会、懇談会に参画した。
- ・自主学習会を開催した。(ノーマルチャイルド)

④施策の実現

- ・母子保健対策会議の発足に大きく関与した。

1. 研修

①府レベルの研修

②ブロック別研修

大阪府保健婦(士)現任研修
(市町村保健婦対象分)

地域保健関係職員研修

大阪府市町村保健活動連絡協議会研修

技術職編

母子保健コース (府市合同)

地域ケアコーディネーション(府市合同)

新採保健婦(1年目)
(府市合同)

同上(2,3年目)
(府市合同)

臨床看護(府市合同)

市町村保健婦(士)研修会

痴呆性老人研修

健康づくりリハビリテーションコース

市町村へ移管される母子保健事業について、協議会が企画実施する研修に対し、府はその費用を負担する等の支援を行う。
全体研修年2回 【新規】

ブロック別研修

各ブロックにおいて保健所と市町村が共同で企画し、母子保健、地域ケアコーディネーションについて地域の実情に即した実践的な研修を行う。 【新規】

先進地域視察研修

各ブロックにおいて保健所と市町村が共同で企画し、母子保健における先進地域を視察し、技術を学ぶ。 【新規】

市町村職員派遣研修

全国的な研修および研究会に市町村職員を派遣し、技術を学ぶ。 【新規】

栄養改善事業研修

母子栄養指導、一般栄養相談事業の円滑な移管のための研修 【新規】

年4回

- ①地域保健法に添った今後の市町村保健婦活動のあり方
- ②地域保健法に伴う大阪府の動き
●都市型健康づくりと健康教育
- ③カウンセリング入門・技術
- ④生きがい療法大笑い効用免疫アップ

管理職編

市町村母子保健事業者研修(トップセミナー)

市町村の保健事業の管理者および担当課長に対し母子保健事業等の知識や理解を深めるための研修 【新規】

2. 府の支援(茨木市の場合)

人的支援

①人事交流…茨木市の場合
府と市の保健婦が1名ずつ交流、原則1年

②事業協力

平成9年度

300単位

平成10年度

216単位

平成11年度

144単位

平成12年度

144単位

平成13年度

72単位

③技術支援…求めに応じて、同伴訪問、産半クリニック、カンファレンス等に協力する。

場所の提供

①3年を限度として、健診の場所として保健所の場を提供する(二次健診、歯科検診)

③茨木市

①母子実務研修

平成7年度…クリニック見学実習
平成8年度…クリニック・同伴訪問…延90人

②府市保健婦合同研修会 年/3回~4回

平成7年度

①届出中事例検討会

②地域における循環器疾患の動向と保健指導のあり方

③茨木市の校区別地区統計の見方と検討

平成8年度

①保健所母子実務研修の反省と課題

クリニック見学と訪問ケースの事例検討について

②母子保健計画の進ちょく状況

保健婦の家庭訪問

グループワーク

③母子実務研修を通して学んだこと

母子保健移管について

グループワーク

④自主学習会

平成8年11月~月/2回(夜間)

「*~マルチャイルド」抄読会

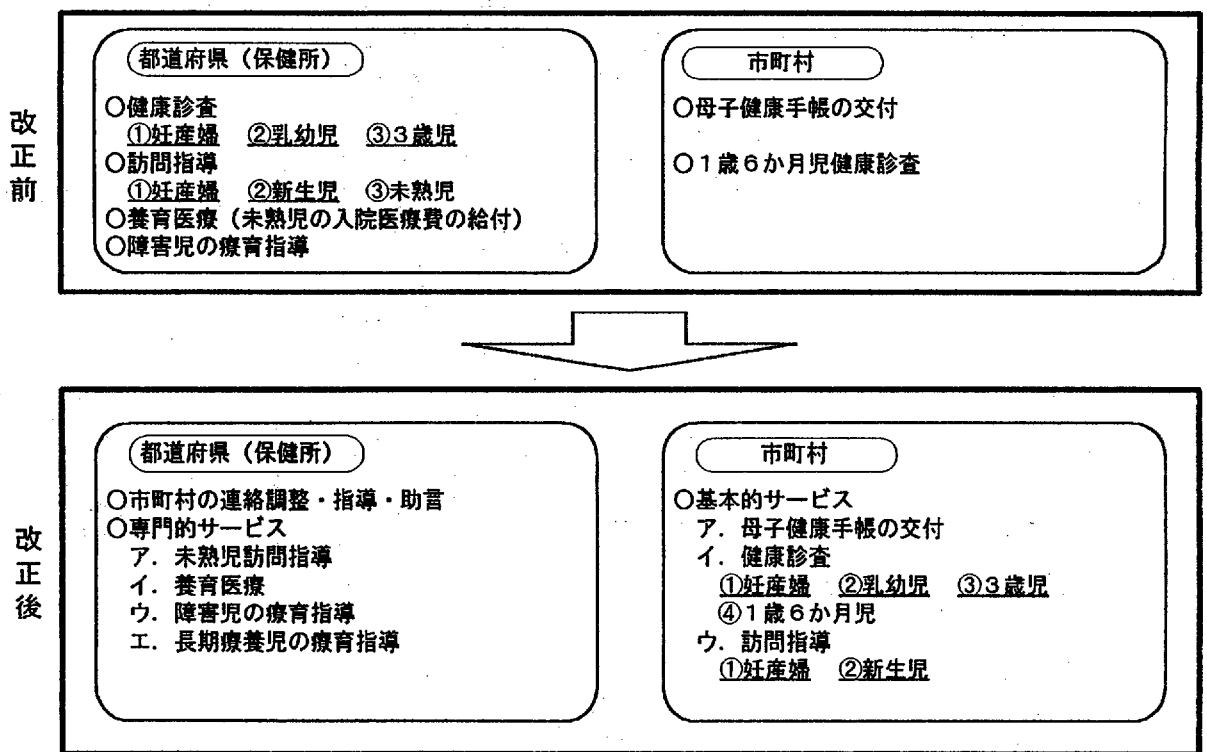
)

2. 母子保健計画の性格と位置づけ

国においては、地域保健対策の総合的な推進・強化を図ることを目的に、平成6年に「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律（地域保健法）」が制定され、住民に身近で頻度の高い保健サービスについては、市町村において一元のかつきめ細やかな対応を図ることとされた。

これにともない、母子保健法、児童福祉法、栄養改善法の一部が改正され、3歳児健康診査など従来都道府県（保健所）が行っていた母子保健事業については、平成9年4月1日より原則として市町村に委譲されることとなり、都道府県（保健所）は、市町村が行う母子保健に関する事業の実施に関し、広域的観点から市町村相互間の連絡調整、指導・助言を行うとともに、未熟児訪問指導や障害児や慢性疾患等長期の療養を必要とする乳幼児の療育指導など専門的サービスの提供を行うこととなった。

母子保健事業の市町村への一元化



（注）下線は、実施主体が都道府県から市町村になる事業

母子保健計画は、この母子保健法等の一部改正にともない、各市町村に策定が義務づけられたものである。この計画の策定は、市町村が実施主体となって、地域住民に必要

な母子保健サービスを、適切かつ効果的に提供するための体制の確立を趣旨とするものである。

一方、本市においては、平成6年12月に「やさしさと活力ある、文化の香り高い都市の構築」を基本理念とする「茨木市総合計画（第3次）」を定め、行政各分野におけるまちづくりの基本方向を明らかにしている。その中では、目指すべき都市像の第1番目に、『やさしさあふれる「福祉実感都市」』を掲げ、平和と人権、そして男女共同参画の保障確保が求められ、さらに本格的な高齢社会の到来を目前にして、人の健康と生涯に配慮した福祉の充実等を実現し、福祉施策がすみずみまで行き渡る都市づくりを推進していくものとしている。

したがって、本市は、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律（地域保健法）」の制定及び母子保健法等の一部改正の趣旨との整合を図り、「茨木市総合計画（第3次）」を踏まえるとともに、母子保健サービスについての市民アンケート（平成8年度実施、以下「市民アンケート」という。）を実施するなど市民ニーズを把握し、母子保健分野の施策に関するサービスの目標、母子保健施策にかかる重点事項等について、今後の施策の指針として「茨木市母子保健計画」を策定するものである。

また、本計画は、大阪府において策定されている「大阪府新総合計画」、「大阪府保健医療計画」、「大阪府地域保健医療計画－三島地域保健医療計画」、「大阪府健康ビジョン」、「大阪府子ども総合ビジョン」、「ふれあいおおさか障害者計画」等関連する諸計画と整合性のとれた内容のものとする。

3. 母子保健計画策定の考え方

(1) 母子保健施策の理念

母子保健施策は、時代の要請に応じ、適切かつ効果的なものとして実施することが必要であるが、少子化の進行、子どもを取り巻く環境の変化、子どもの健康・体格の変化など母子保健をめぐる環境の変化に対応していくためには、これからの母子保健施策については、以下の理念に基づいて推進していくことが必要である。

①子育て支援の中心的役割

母子保健施策においては、今後とも母子の健康を確保するため、疾病等の早期発見・早期対応の必要性は変わるものではない。

しかし、近年における少子化や核家族化の進行、地域社会のつながりの希薄化、商業的な子育て情報の氾濫、女性の社会進出の進展など、母子を取り巻く環境は著しく変化している。

このため、今後の母子保健施策は、単に発育（成長・発達）の評価や疾病の発見を行うだけでなく、家族への育児支援、相談指導体制の充実など、子どもに優しい地域づくりの中心的役割を果たすべきものとして位置づけ、推進していくことが必要である。

②疾病志向型から健康志向型へ

21世紀に向けて豊かな社会を形成していくためには、母子保健の目的を、疾病の予防として把握するだけでなく、体力、社会適応力、生活能力、健全なこころなどを総合的に包含するものとして捉えていく必要がある。

このため、今後の母子保健施策においては、住民の生活全体を見直し、生涯を通じた健康づくりや生活の質（QOL）の向上を図るための指導を行うなど、疾病を重視した施策から健康を重視した施策へと転換を図ることが必要である。

③福祉・教育等との連携

少子・高齢化社会において、住民のニーズは、保健・医療・福祉等の分野を通じた総合的なものとなっている。こうした社会の要請に応じ、今回の母子保健法の改正においても、児童福祉との連携を強調することにより、個々の住民にとって最適なサービスを総合的に提供することが目指されている。

また、生涯を通じた健康づくりを推進していくためには、教育委員会との連携も密にし、教育分野における保健対策を含めた一貫的施策の推進を行うことが重要であり、母子保健と学校保健との連携を図っていくことも必要である。

(2) 母子保健計画策定上の基本的視点

母子保健計画の策定にあたっては、以下の基本的視点（厚生省児童家庭局母子保健課長通知「市町村における母子保健計画策定指針」）を踏まえることが必要である。

①安全な妊娠、出産の確保

市町村では、妊婦に対し、妊娠初期から医学的管理と保健指導とを行い、妊婦が安心して出産できる環境を整備することが必要である。また、都道府県における周産期医療対策との連携に十分配慮する。

②安心のできる子育て環境の確保

両親が出産、育児に必要な情報を得るとともに、随時相談ができ、必要に応じて医師、歯科医師、助産婦及び保健婦等による指導を受けることができる環境を整備する必要がある。また、地域の保育所、幼稚園等における保健対策との連携につとめ、子育てに関する総合的な施策の推進に配慮する。

③健康的な環境の確保

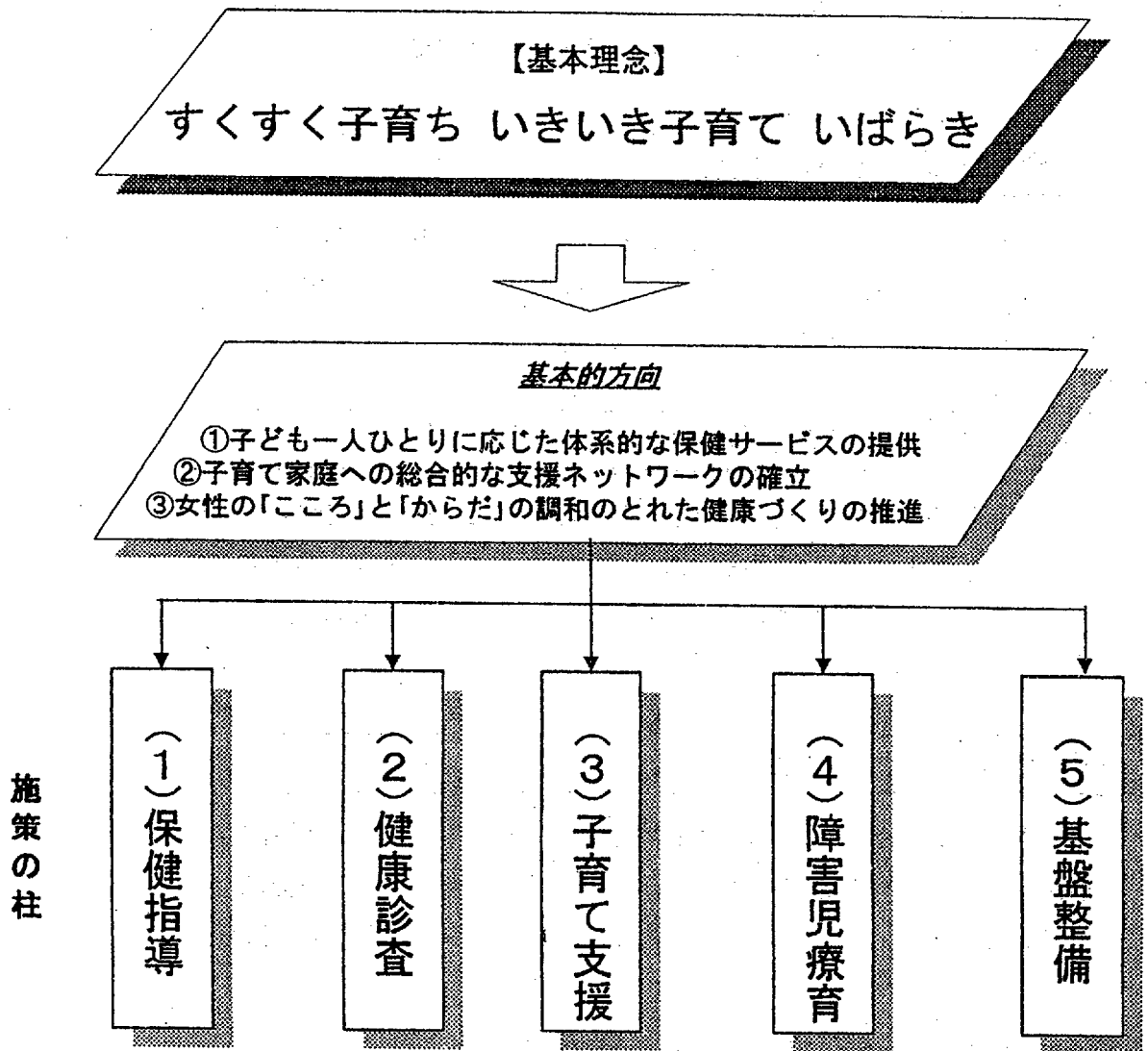
子どもの事故等を防止し、安心して生活をおくることができる家庭環境、地域環境を整備するとともに、適切な栄養、十分な運動の確保など、健康的なライフスタイルが確立できるよう、子どもの健康な成長に必要な環境の整備を含めた施策の推進に配慮する。

④個人の健康状態に応じた施策の推進

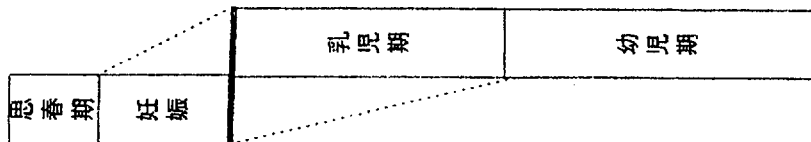
障害や慢性疾患を有する子どもが、各自の健康状態に応じて、適切なケアが受けられるよう、医療機関、療育機関との連携を図るとともに、事後指導体制の確立に配慮する。

2. 基本計画

1で提示した基本理念、基本的方向に基づき、本市の母子保健サービスについて、(1)保健指導、(2)健康診査、(3)子育て支援、(4)障害児療育、(5)基盤整備の5つの施策の柱に基づき、具体的な施策の展開を図る。



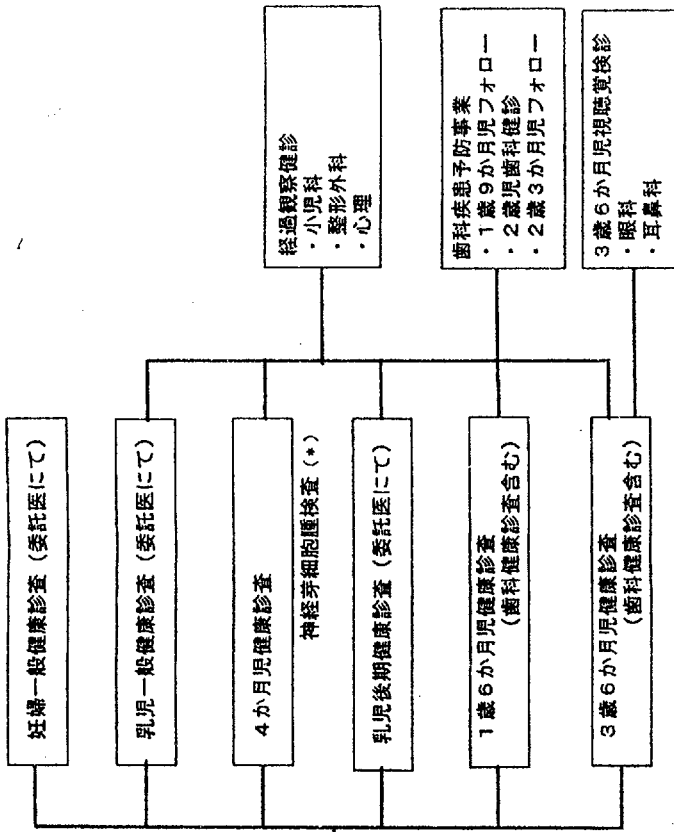
(2) 茨木市母子保健施策体系図



保健指導

思春期相談 (15コール) (*)
 母子健康手帳交付
 ハバ&ママクラス (両親教室)
 家庭訪問
 ・ハイリスク妊婦
 ・新生児
 ・未熟児 (*)
 ・乳幼児
 ・長期療養児 (*)
 ・身体障害児 (*)
 離乳食講習会
 育児保健相談
 ・電話
 ・面接
 育児教室
 アトピー性皮膚炎対策事業 (*)
 小児肥満予防教室 (*)

健康診査



経過観察健診
・小児科
・整形外科
・心理

歯科疾患予防事業
・1歳9か月児フオロ一
・2歳児歯科健診
・2歳3か月児フオロ一

3歳6か月児視聴覚健診
・眼科
・耳鼻科

障害児療育

早期療育指導・相談事業
 ・すくすく教室 (障害福祉センター)
 心身障害児通園事業
 ・ぼら親子教室 (あけぼの学園)
 言語障害児教育相談
 ・ことばの教室 (教育研究所)
 精神薄弱児通園施設 (あけぼの学園)
 肢体不自由児通園施設 (藍野療育園)
 療育相談
 ・長期療養児療育相談 (*)
 ・身体障害児療育相談 (*)

子育て支援

・育児相談
 ・保育時間保育
 ・長時間開放
 ・園庭開放
 ・乳幼児学級
 ・育児ポータルサイトの支援

緊急対応

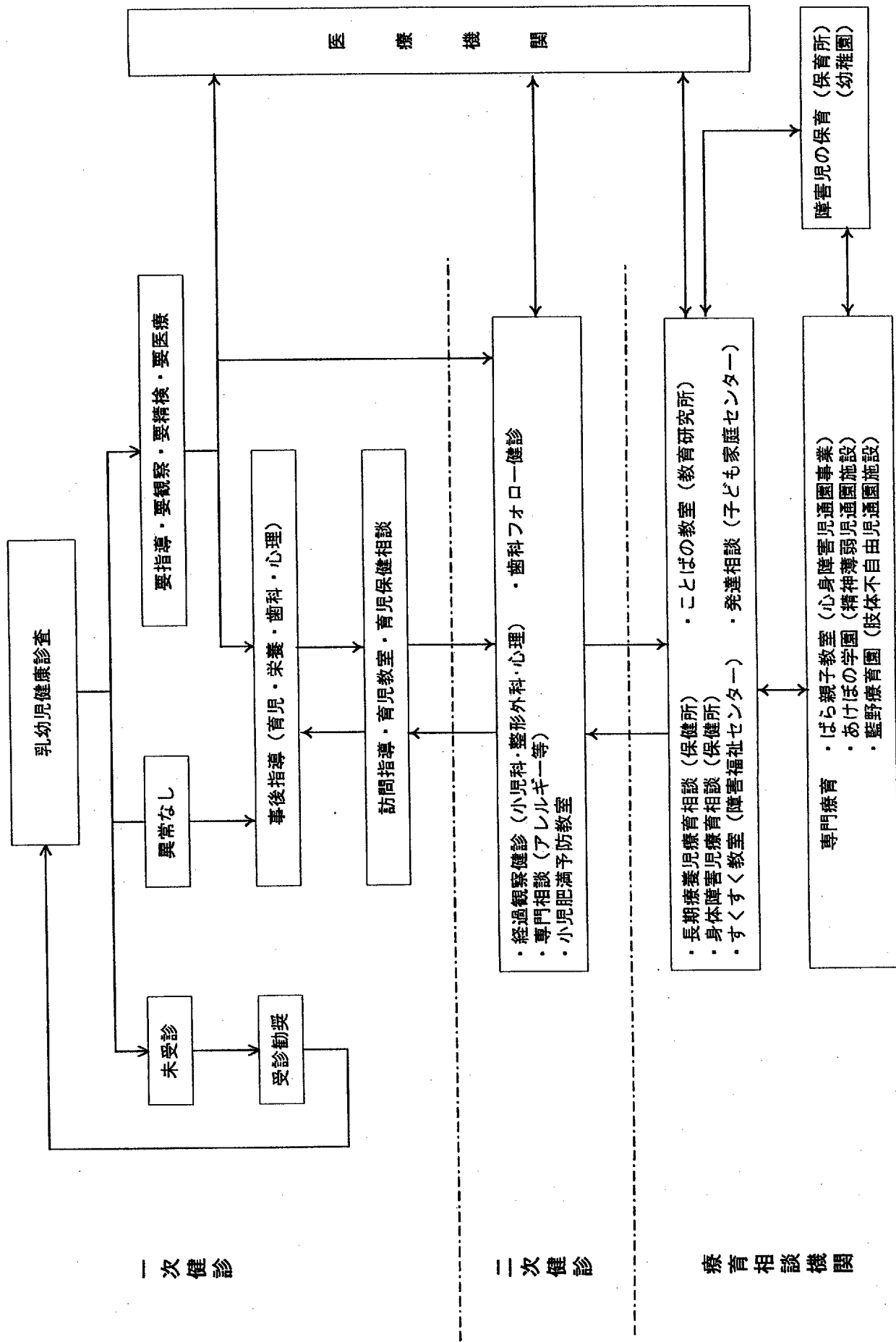
・緊急保育制度
 ・トワイライトステイ事業 (夜間の預り)
 ・シヨーストステイ事業 (緊急一時預り)
 ・父子家庭介護人派遣事業 など

その他事業

・栄養強化事業
 ・乳幼児医療費助成制度
 ・小児慢性特定疾患治療研究事業 (*)
 ・未熟児医療 (*)
 ・育成医療 (*)
 ・周産期医療体制の整備 など

(*)は保健所で実施

(3) 茨木市乳幼児健康診査・療育体系図



1. 茨木市母子保健計画策定懇談会委員名簿

役 職	氏 名	所属団体・役職等
会 長	原田 徳蔵	大阪大学医学部保健学科教授
副 会 長	高野 正子	大阪府茨木保健所長
関係団体の役職員	小林 美智子	大阪府立母子保健総合医療センター 成長発達部長
	小原 修	(社)茨木市医師会理事
	馬淵 信司	茨木市歯科医師会総務
	福井 佐智子	(社)茨木市薬剤師会副会長
	佐野 郁生	(財)茨木市保健医療センター所長
	河野 徳大	(社福)茨木市社会福祉協議会事務局長
	中村 貞子	茨木市民生委員協議会副総務
	大和 勇三	茨木市同和事業促進協議会事務局長
	平野 トミエ	大阪助産婦会茨木支部副会長
	久保 潤子	茨木市PTA協議会副会長
	牧 徹治	大阪府吹田子ども家庭センター所長
	西田 政夫	茨木市立あけぼの学園長
	香川 一夫	茨木市教育委員会管理部長
	大橋 忠雄	茨木市教育委員会学校教育部長
	森本 景文	茨木市教育委員会社会教育部長
辻 貞三	茨木市福祉部長	
松澤 茂	茨木市民生保健部長	

(役職等は、委員就任時のものである)

5. 茨木市母子保健計画策定懇談会・幹事会開催経過

回数	月 日	協議事項
第 1 回 幹 事 会	平成 8 年 7 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・代表幹事 副代表幹事の選出 ・母子保健計画策定の目的及びスケジュールについて ・母子保健サービスの現状及び実態調査(第一次集計)について
第 1 回 懇 談 会	平成 8 年 7 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長 副会長の選出 ・茨木市母子保健計画の概要 ・懇談会のスケジュールについて ・母子保健サービスの現状及び実態調査(第一次集計)について
第 2 回 幹 事 会	平成 8 年 10 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健の現状及び課題と今後の方向性について ・茨木市母子保健体系について
第 2 回 懇 談 会	平成 8 年 10 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ・懇談会委員の交替について ・第 1 回懇談会の質問事項について ・母子保健の現状及び課題と今後の方向性について ・実態調査(第二次集計)について
第 3 回 幹 事 会	平成 8 年 11 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回懇談会の報告 ・茨木市母子保健計画の基本計画について
第 3 回 懇 談 会	平成 8 年 12 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・茨木市母子保健計画の基本計画について
第 4 回 懇 談 会	平成 9 年 2 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 回懇談会の質問事項について ・懇談会協議結果を市長に報告

母子保健計画策定プロセスに関する調査票

市町村名 (大阪府茨木市)

記載担当者 (福井県 富澤一郎 長谷川さかえ 八田玉江)

	市 町 村	保健所の関与
<p>[1] 事例の概要 ◆策定に当って理解しておくべき背景</p>	<p>市町村内部の作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在人口約258,000人、65歳以上の人口比率は大阪府比率より低い。昼夜間人口比率は、90%台を維持、ベットタウンより、むしろ総合的な都市の性格を持つ。 ・まちづくりの基本理念は、やさしさあふれる「福祉実感都市」の実現。 ・まちづくり推進に市民参加があり、老人福祉等で市民の連帯意識がみられる。 ・茨木市の健康指標は、ほとんどが平均以上で、悪いものはあまりないようである。 ・今まで保健所がやってきたサービスを、低下させないことが基本とされた。 	<p>住民参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨木保健所管内は茨木市1市 ・平成7年度から保健所が中心に会議を開催し策定準備を実施してきた。 府 市保健婦研究会(年4回) 保健福祉連絡会(年1回) 母子保健実務者会議(年6回)
<p>[2] 策定の準備 ◆計画策定の目的、策定の手法等の合意形成</p> <p>◆その他、計画策定のための環境づくり</p>	<p>合意形成キーマンを2人の保健婦とし、専任業務に当たった。計画策定の目的、内容、課題、経費等について、課長に説明、課長はそれを受けて、市長、助役、総務部長、公室長等に庁内会議で説明。了解、理解を得た。(平成7年、8年に1回)</p> <p>・府、市の関係課長で構成する母子保健計画策定幹事会を設置し、具体的な内容について検討を重ねた(年3回)。同時に、母子保健関係 課事務担当者レベルの検討会、母子保健対策実務担当者会議を年6回開催した。</p> <p>・学識経験者や、住民参加型の計画策定懇談会を設置し、計画の目的、理念、内容等を協議した。</p> <p>・平成8年度当初予算に計画策定予算を確保できた。</p> <p>・婦長と主査保健婦の2名が中心に行った。予算も担当していた。</p> <p>・国からの指示よりも早めに立ち上げ、保健所の指導をうけて、現状と課題を整理した。</p> <p>・長年の課題であった課長レベルの会議が開催でき、会議メンバーをベースに母子保健対策連絡会議の発足を果たした。</p> <p>・作業は、主に時間外で進めた。課長の了解は得ていた。</p> <p>・業者委託であるが、文章表現等は、保健婦が主にチェックし、課長に相談するとともに庁内調整も行った。 《課題・問題点・苦労したこと》</p> <p>・国、府の指導がない時点で計画に着手したことで、計画内容等について、常に一抹の不安があった。</p>	<p>住民参加による計画づくりを考え、各界、各層からの協力を得てメンバーを選んだ。</p> <p>民生委員協議会 同 和事業促進協議会 産婦会 PTA協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所長が首長に計画策定の目的、意義について説明した。 ・保健福祉連絡会にて母子保健講演会を実施し、課長レベルの会議の必要性を提案した。 ・学識経験者等の策定懇談会のメンバーに所長がなり、母子保健計画策定幹事会には、予防課長婦長参加した。 ・母子保健事業に保健婦を増員し市の計画策定に対応した。 ・母子保健事業の実務研修を実施した。 ・助産婦会と茨木市の連携について調整を図った。
<p>[3] 地域の実態、住民ニーズの把握 1 地域の実態、住民ニーズ把握の視点の整理と共有化 2 具体の手法</p>	<p>・調査内容、方法等については、保健婦案をもとに保健所の調整会議で決定し、児童福祉課等の了解を得た。</p> <p>・調査の集計は業者、調査内容から計画に盛り込むものについては、府、市の保健婦が中心になり調整した。</p> <p>・人口動態や事業実績等の必要なデータについては、各関係機関に協力要請し提供を受け分析し、データ化した。</p> <p>・アンケート調査結果分析は、業者案をもとに検討をした。</p> <p>・調査結果で把握された内容、特に、子育てについては、計画の一つの柱とした。</p>	<p>・アンケート調査を実施した。</p> <p>・母子保健の現状の資料の暦年の調査は、4ヶ月、1歳6ヶ月、3歳6ヶ月児をもつ保護者にした。</p> <p>まとめから、課題を抽出、分析し、計画策定の資料とした。(母子保健の現状には、障害児療育のまとめ、新生児訪問等のまとめもいれた。)</p>
<p>[4] 計画(施策)化1 具体の対応方策に関する検討協</p>	<p>・保健婦が中心になって、計画原案を作成。母子保健計画策定幹事会で計画原案を検討。(3回)</p> <p>・各課調整後、計画策定懇談会で協議。(4回)</p>	<p>・母子保健計画策定幹事会、懇談会に参画した。</p>

<p>議と関係者の合意形成</p> <p>2 内容 具体の目標、数値目標、評価目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・目標年度を設定した。 ・計画は、基本的方向にそって、施策の柱の5項目をあげた。1保健指導 2健康診査 3子育て支援 4障害児療育 5基盤整備 ・計画に具体の数値目標を入れることにより、今後起こりうる問題を懸念し、理念と方向性を中心に策定した。これまでの、保健所で実施してきた母子保健事業の実績がかなり高いことや、保健所管内が茨木市1市であり、市行政となっても、サービスの低下をきたさないことなどから数値目標は入れなかった。 ・策定作業を通じて、市の縦割り行政を越えた支援策の計画ができた。 ・健診の場を問題把握の場とした意義は大きいと思われた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定懇談会に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主学習会を開催した。(ノーマルチャイルド)
<p>[5] 計画の具体化</p> <p>1 9年度予算への反映</p> <p>2 計画の進行管理組織体制</p> <p>3住民、関係機関への周知等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・療育機関との連携で早期療育相談事業の拡大。 ・関係機関の課長レベルの会議「茨木市母子保健対策連絡会議」が発足した。 ・場の確保（平成10～11年度 建設事業計画＝健康増進センター） ・マンパワーの確保が得られた。（カウンセラー、保健婦） ・助産婦会との新生児訪問の契約等で地域の子育て支援の一つの体制づくりができた。 ・母子保健オンライン計画を検討している。 ・啓発の徹底（個別通知、サービス紹介、医療機関への依頼） 		<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健対策会議の発足
<p>[6] 全体を通じた事例のまとめ (キーワードも記入)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健計画策定と母子保健事業の移管を同時に考える方向で計画を位置づけ、平成7年度当初から準備を開催し、平成8年度当初で予算化したこと。そして、計画的なマンパワーの確保もされていた。 ・計画策定の意志統一に向けて、市内部の各課の課長レベルでの理解の統一を図るため、市内部での根回しや保健所の保健予防課長を中心に研修、会議の開催を重ねた。その結果、縦割りだった市の行政が横の繋がりがとれ、市の母子保健の全体像をつかむことに成功した。（市内部の関係課長：保健予防課、児童福祉課、民生総務課、生活福祉課、障害福祉課、女性政策課、教育研究所、社会教育課） ・茨木市保健医療課、茨木保健所、三師会の関係がうまくいっていた。 ・茨木市首長と保健医療課担当課長との連携がとれており、首長の理解がこの計画に十分活かされていた。 ・保健所の関与も大きく、保健所所長はじめ保健予防課長、保健婦長の積極的な計画策定の参画により、茨木市首長の理解が得られた。そして、保健所の役割を位置づけた。 ・母子保健対策ネットワークがうまく軌道したことは、計画策定の効果であった。 ・人事交流により、保健所保健婦の直接の指導が受けられ、保健事業の効果をj得ていた。 ・茨木市担当者の意見 計画を策定することは大変であったが、策定の過程は、非常に有意義であったこと。また、計画を施策化する道すじや担当者自身が、施策のかかわりがみえて自信につながるなどプラスになった。 		